

◎新潟県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年1月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町東港四丁目797番1から	新	22.0～29.0メートル	376.5メートル
同郡同町東港四丁目6379番11まで	旧	18.5～24.0メートル	377.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号と重用及び一部区間県道島見新発田線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
北蒲原郡聖籠町東港四丁目797番1から	新	22.0～29.0メートル	376.5メートル
同郡同町東港四丁目6379番11まで	旧	18.5～24.0メートル	377.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号と重用及び一部区間県道島見新発田線と重用